



平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 アドアーズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 中川健男
 (JASDAQ・コード 4712)
 問合せ先 経営企画室課長 石川宇正
 (TEL. 03-5623-1115)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 42 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営・事業環境の変化や、お客様のニーズの多様化に柔軟に対応すべく、アミューズメント施設運営関連の事業目的の追加を行うものであります。またアミューズメント施設の開発等で培った不動産物件の活用・運営ノウハウを活かした事業の多角化を図るため、不動産事業に関する事業目的の追加を併せて行うものであります。
- (2) 法令で定める監査役員数が欠けた場合に備えるための補欠監査役の選任手続を軽減するため、補欠監査役の選任の効力を 2 年とするものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正等所要の変更を行なうものであります。

また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 後
(商号) 第 1 条 (条文省略)	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～11. (条文省略) (新 設)	(目的) 第 2 条 (現行どおり) 1～11. (現行どおり) <u>12. 土地、建物の有効利用に関するコンサルタント業務</u>

12～13. (条文省略)

14. 飲食店の経営

15～17. (条文省略)

18. ビデオ・レコード・コンパクトディスク・レーザーディスク・ミュージック・テープ・コンピュータプログラム・ソフトウェア等の販売、輸出入ならびにレンタル業

19. (条文省略)
(新 設)

20～22. (条文省略)
(新 設)

23～29. (条文省略)

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第8条 (条文省略)

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第9条 (条文省略)

2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

2. (条文省略)

(株主名簿管理人)

第11条 (条文省略)

2. (条文省略)

3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

13～14. (現行どおり)

15. カラオケルームおよび飲食店の経営ならびにボウリング場の経営

16～18. (現行どおり)

19. ビデオ・レコード・コンパクトディスク・レーザーディスク・ミュージック・テープ・雑誌・書籍・コンピュータプログラム・ソフトウェア等の販売、輸出入ならびにレンタル業

20. (現行どおり)

21. インターネット等のネットワークを利用した各種情報配信業

22～24. (現行どおり)

25. 清掃業

26～32. (現行どおり)

(削除)

(自己の株式の取得)

第7条 (現行どおり)

(単元株式数)

第8条 (現行どおり)

(削除)

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(現行どおり)

(株主名簿管理人)

第10条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては社においては取扱わない。

<p>第12条～ 第29条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略) (新 設)</p> <p>第31条～ 第40条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第11条～ 第28条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第30条～ 第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当会社の、株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則の第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
---	---

(注) 上記変更案は、平成21年5月26日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成21年6月24日開催予定の第42回定時株主総会に上程する際には、文言の修正等を行なうことがあります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成21年6月24日(水曜日)
定款変更の効力発生予定日 平成21年6月24日(水曜日)

以 上